

お役立ち情報を毎週配信致します！是非ご活用ください！

営業時間短縮の協力要請に伴う

「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾)」の申請が開始されました！

緊急事態措置(8月27日～9月30日)に係る営業時間短縮の協力要請に伴う「岐阜県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金(第7弾)」の申請受付が開始されました。

○申請期間

10月8日(金)～11月30日(火) (消印有効)

○支給金額

中小企業:1日当たり4万円～10万円

(1日当たりの平均売上に応じた単価)

大企業:1日当たりの売上高の減少額×0.4(最大20万円)

○申請方法

岐阜県 HP より申請様式をダウンロードし簡易書留等郵送物の追跡ができる方法により提出

申請要件や必要書類等の詳細は以下の岐阜県 HP をご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/170335.html>

ご不明な点等ございましたら以下の「岐阜県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金(第7弾)」相談窓口までお問合せください。

058-272-8192 (9:00～17:00)

月次支援金の申請締切が迫っています！

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響により2019年または2020年の同じ月の売上と比べて今年の売上が50%以上減少している事業者へ支給される月次支援金の8月分の申請締切が10月31日と迫っています。対象となる方でまだ申請がお済みで無い方は早急に申請をするようにしてください。

○申請期間 8月分: 9月1日～10月31日

9月分: 10月1日～11月30日

詳細は以下の月次支援金 HP をご覧ください。

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujiishienkin/index.html>

最低賃金が880円に改定

10月1日より岐阜県の最低賃金が**時間額 880円**に改定されました。最低賃金は雇用形態に関係なく、働く全ての人に適用されるため、現在の賃金が最低賃金額以上となっているのかご確認をお願いいたします。

最低賃金に関するお問い合わせは岐阜労働局または高山労働基準監督署までお願いいたします。

小売業における労働災害防止に向けた一層の取り組みについて～転倒等による労働災害が多発しています～

労働局より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。小売業において転倒による労働災害が増加傾向にあります。事業主の皆様は労働災害防止のための取り組みをより一層推進くださいようよろしくお願いいたします。

○労働災害の特長と現状

- ①転倒による災害が全体の31.6%を占め被災者の8割が女性
- ②転倒による災害の7割が骨折を伴い6割以上が休業見込期間1カ月以上の重傷化の傾向があること
- ③年代別では50代以上の女性の転倒が多いこと

○重点的に取り組んでいただきたい事項

(1)企業単位での取り組みの促進

事業場の労働災害発生状況を把握・原因の分析を行い発生状況に応じた労働災害防止の重点事項を定め取り組まれるようお願いいたします。

(2)転倒災害の防止

最も多発している労働災害は、濡れた床面、段差、手すりのない階段等の整備面、走る等の不安全行動、加齢による運動機能の低下等複合的な原因で発生します。以下の4点を重点に従業員の方々の参画のもとで取り組んでいただくようお願いいたします。

- ①4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)
- ②危険の見える化(転倒の危険がある場所を表示)
- ③すべりにくい靴(対滑性の高い坊滑靴)の着用
- ④転倒予防体操の実施

『困ったなあ』『どうしよう』

そのお悩みをお聞かせください。

☎丹生川 78-2002 / ☎上宝 86-2354

高山北商工会本所

TEL: 0577-72-4130

FAX: 0577-72-4514

日本政策金融公庫金利情報

マル経貸付 1.21%

(R3.10.13 現在)

商工会のWEBセミナー
高山北商工会HP



ID: 2032

PW: 2032